

原子力政策大綱の見直しについて

2010年7月29日

認定NPO法人原子力資料情報室

共同代表 伴英幸

1. 原子力政策大綱（以下、大綱）の見直しが必要と考える

この5年間に原子力に係る軽視できないさまざまな変化が生じている。中越沖地震が起きて柏崎刈羽原発が深刻な影響を受けたこと、民主党政権が二酸化炭素排出量を25%削減すると公約したこと、原発の新增設計画が強行ともいえる姿勢で進められていること、六ヶ所再処理工場の操業が国産技術であるガラス固化の失敗で大幅に遅れていること、高レベル廃棄物処分場に関して設置可能性調査区域への応募のない状態が続いていること、原子力をめぐる国際関係が大きく変化していること、等などがあげられる。こうしたことを踏まえると、大綱の見直しは進めるべきと考える。

2. 見直しの出発点

大綱策定後、経済産業省により「原子力立国計画」「原子力発電推進強化策」「原子力発電推進行動計画」等が公表されているが、FBR実証炉建設など大綱から逸脱した部分がある。見直しの出発点はあくまでも05年の大綱とするべきである。

3. 主な変化と見直しの視点

3.1. 中越沖地震と柏崎刈羽原発

中越沖地震によって柏崎刈羽原発が深刻なダメージを受けた。この運転再開を巡って、原子力安全・保安院で健全性と耐震安全性が議論され、原子力安全委員会でこれをチェックしている。他方、新潟県においては県民の安心・安全の立場から、東電トラブル隠し事件を契機として設置された「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」の下に2つの小委員会（地震、地質・地盤に関する小委員会、設備健全性、耐震安全性に関する小委員会）を設置して議論を深めている。国の中には屋上屋を架するものと批判する意見もあるようだが、小委員会の議論は国の委員会に勝るとも劣らないレベルで行なわれている。それでも県民の安心・安全は得られてない状況だ。原子力政策は地方自治体レベルでの議論を尊重するべきだ。『知事抹殺』（佐藤栄佐久著）からかいいま見える自治体と国との関係に関して、経済産業省は「みなし発電」

を考慮しない対抗策を講じたが、これでは住民の国への不信をいっそう強める結果になっている。

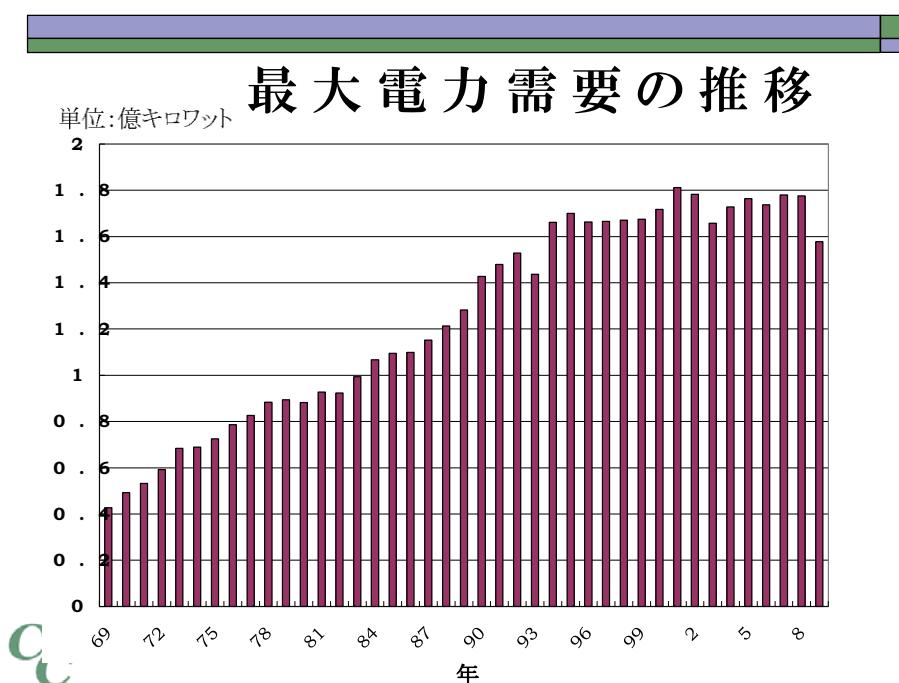
先の大綱の議論では地方の時代にふさわしく自治体に権限を与えることが話題となつたが、更に進めて、許認可過程で地方自治体の意見が正式に反映するようなシステムを構築するべく大綱を見直すべきだ。

3.2. エネルギーと原子力

最大電力需要はほぼ横ばいが続いている、低下のきざしも見られる（図）。にもかかわらず、二酸化炭素排出削減の名のもとに、原子力発電の新增設に依存した政策展開が進められている。しかも、公表されている新增設計画は大型原発であり、電力の需給を硬直化させるものとなっている。この結果生じるだろうボトムネック問題に対して、総合エネルギー調査会原子力部会では出力調整運転が話題に上り、強い反対を招かないよう國が提案の工夫してほしいといった懸念が出されている。

さらに、例えば中国電力が進めている上関原発計画のように、地元住民の強い反対を押し切って建設が強行されている。上関では地域対立がいっそう深刻となっている。

2010年2月15日には日本生態学会、日本鳥学会、日本ベントス学会の3学会の環境保全関係委員会が埋め立ての一時中断と環境影響に関する適正な調査の実施を要望した。しかしこの意見が無視されている。こうした状況は原子力基本法の求める原子力利用の進め方に反すると上に、大綱が求める地域住民の理解や共生の趣旨にも反している。原子力開発の在り方について見直すべきだ。



3.3. 六ヶ所再処理

六ヶ所再処理工場のガラス固化処理施設の不具合は、温度管理対策で解決できそうもない根本的な問題をはらんでいる。コスト削減のために、グラスウールをガラスピーズに代えたことが原因として大きいのではないかと考えている。日本原燃の7月15日の発表では、A溶融炉は放置し、B溶融炉で模擬廃液を使って試験を再開するという。他方、同工場に貯蔵されている使用済み燃料は2766tHMに達し（2010年5月末）、ほぼ満杯状態になっている（容量3000tHM）。六ヶ所再処理工場の再処理能力は現在ゼロで、使用済み燃料の貯蔵能力の確保は急務な現実問題となっている。使用済み燃料対策が遅れているのは、再処理を基本方針とする政策にあると考えられる。この基本方針は事実上破綻していることから見直すべきである。

加えて「不確実性への対応」とされた直接処分に関する研究をいつそう進めるように見直すべきだ。

3.4. 高速増殖炉

大綱では、実用化像の提示の検討を2015年ごろから開始する、実証炉については研究開発の過程で得られる種々の成果などを十分に評価した上で具体的計画の決定を行なうとしている。実証炉に関する十分な評価のないまま、前自民政権の意向で「原子力立国計画」では2025年に運転開始とされた。しかし、これが可能となる根拠は示されていない。

大綱では「高速増殖炉が実現すれば」と仮定法で記述し、実現できるかどうかの議論を避けた。そこで、あらためて高速増殖炉開発の総合的な評価を進める必要があると考える。

3.5. 高レベル放射性廃棄物の処理・処分

高レベル放射性廃棄物の処分地の公募が始って約10年が経過しているが、いまだに概要調査地区の候補地としての応募がない状態だ。このまま現行の処分法や処分スケジュールを前提として進めても応募がない状態が続くだけであろう。そこで、現行の処分法やスケジュールをいったん白紙に戻し、多くの選択肢を含めて国民的な議論を進めるべきと考える。選択肢の中には、超長期貯蔵や回収可能性などが含まれる。またその際、処分するべき高レベル放射性廃棄物の総量の見積もりも必要だと考える。

3.6. 平和利用の担保

日露の原子力協力協定が国会承認直前の状況にあるが、はたして日本の核物質がロシアの核兵器開発に利用されることがないか、現行では心もとないと言わざるを得ない。日本が供給するすべての核物質、資機材、設備および技術に保障措置が適用されるべきである。また、日印原子力協力協定が交渉段階にある。インドは、NPTに加盟せず、核兵器開発を継続している。インドが核実験を行った場合の制裁措置だけでは、インドとの原子力協力が同国の軍事開発を助長することにつながる恐れが高い。

日本の原子力行政が他国の核開発につながらないように、いっそう厳格に議論する必要がある。これは原子力委員会の最重要任務の一つである。

3.7. 透明性と国民合意

安全性に関する問題は積極的に公開するとの基本姿勢だが、これが守られていないケースが多い。六ヶ所再処理工場のガラス固化処理施設に関する7月15日の日本原燃の報告書では、同工場に関する情報は「公開制限事項」として白抜きになっている。「もんじゅ」事故を契機として情報公開は徐々に進んできたが、電力自由化以降は商業機密を理由に非公開となるケースが増えている。情報公開や透明性の確保は相互理解の前提であることから、これらをいっそう推進するべく見直すべきだ。1996年に福井、新潟、福島の三県知事は内閣総理大臣に、国の責任で「国民合意」を得るべきと提言したが、先の大綱には「国民合意」の文言はない。原子力政策に国民合意が得られていないとの認識に立って大綱の見直しを進めるべきだ。

また、例えば「柏崎刈羽原発の透明性を確保する地域の会」のような地域住民、事業者、自治体担当者が共通のテーブルに着いて議論する場を各原発サイトに作り、情報開示や透明性をいっそう進めてはどうか。

4. 安全規制機関の独立

原子力基本法は第一条目的の項で「原子力の研究、開発及び利用を推進することを明記しているが、しかしそれは、「もって人類社会の福祉と国民生活の水準の向上に寄与することを目的とする」ためである。推進が自己目的となつてはならない。欧米のように「危険の防護」を原子力基本法の目的の一つに明記し、これに基づいて規制機関を位置づけるべきである。

また、原子力安全・保安院に対しては、設立当初から経済産業省の外局でなく、推進省庁からは独立した機関とするべきとの意見が多くあった。民主党政権が原子力安全・保安院の独立改組を方針として掲げていることから、原子力政策の在り方として、大綱の見直しの中でこの議論を進めていくべきと考える。

参考) (原子力資料情報室／原水禁編著『破綻したプルトニウム利用』緑風出版より)

核燃料サイクル政策の転換を提言する

原子力資料情報室／原水爆禁止日本国民会議

いまこそ原子力政策・核燃料サイクル政策から決別すべきである。私たちは、次のように政策を転換するよう提言する。

○「原子力政策大綱」の改定

転換の第一歩として、「原子力政策大綱」を見直すことが必要である。原子力問題についてのさまざまな見方が公平に反映される人選で策定会議を設け、現行「政策大綱」を根本から見直すべきである。

その際、合理的な手法を採用し、総合的な政策評価を実施することが求められる。

○核燃料サイクル政策の放棄

右の「政策大綱」改定において、私たちが望ましいと考える結論は、再処理・プルトニウム利用を一刻も早く中止することである。そうすべき理由は、本書中の各稿に詳しい。

東海再処理工場、六ヶ所再処理工場は、ともに廃止されるべきである。

高速増殖実験炉「常陽」、原型炉「もんじゅ」も、廃止されるべきである。ウラン濃縮工場等も廃止されるべきである。

これら施設に保管されている使用済み燃料、プルトニウム、ウラン、放射性廃棄物については、旧政権下で行なわれてきた政策の誤りについて真摯に謝罪した上で立地地域住民の合意を得て、適切な管理が継続されることが必要である。

高速増殖炉の実用化計画、第二再処理工場計画は、放棄されるべきである。プルサーマル計画は中止されるべきである。使用済み燃料の集中貯蔵施設計画は中止されるべきである。

使用済み燃料については、旧政権下で行なわれてきた政策の誤りについて真摯に謝罪した上で、当面は各原発サイトでの貯蔵に立地地域住民の合意を得るべきと考える。

○放射性廃棄物は埋設から管理へ

放射性廃棄物は、いったん埋設してしまうと、問題が生じてから回収しようとしても困難であり、あえて実施するには大量被曝を必然とし、危険が大きく、多額の費用がかかる。当面は、管理をつづける政策に変更すべきである。

六ヶ所管理センターに保管されている海外返還ガラス固化体、同埋設センターにすでに埋設された放射性廃棄物、各施設に保管されている放射性廃棄物については、適切に管理をつづけていく必要がある。

海外に保管されているプルトニウム、ウラン、放射性廃棄物については、放射能災害および核セキュリティを考慮し、より安全な形で日本に返却されるべきである。それまでの間、適切に管理されることが必要である。

使用済み燃料、プルトニウム、ウラン、放射性廃棄物の最終処分については、将来世代による処分方法の選定の可能性等を考慮しつつ、研究開発をすすめていくべきである。

放射能を野放しにする「クリアランス制度」は、廃止されなくてはならない。

とりわけ使用済み燃料およびガラス固化体については、既設の中間貯蔵施設よりも長期の貯蔵を行なうための管理地を必要とする。どこでも拒否される高レベルの放射性廃棄物をどこかでひきうけなくてはならず、長期にわたる管理を将来の世代にも引き継いでもらわなくてはならない。そういう大変な問題との確認が、まず必要である。

金で釣って安全だとだまして最後は力づくで処分場にしてしまうやり方で解決することは、決してできない。高レベル放射性廃棄物とどのように向き合うかの大きな議論のなかで時間をかけて管理する場所を決めていくべきである。

○原子力発電廃止の道筋

原子力発電から脱していく具体的な道筋についての検討を早急に開始すべきである。エネルギー需給はもとより、日本全体、そして立地地域の経済への影響、雇用等社会的影響をも考慮し、社会的弱者に負担を強いない形での道筋をつける必要がある。

地震災害と放射能災害が複合する「原発震災」の危険が特に大きい原発については、即時停止することが求められる。

安易な寿命延長を認めず、事業の許可年限を法に定めるべきである。

○安全規制機関の独立

現在の原子力安全委員会は「原子力の研究、開発および利用を推進する」と目的に定めた原子力基本法に基づいて設立されている。欧米各国の例のように「危険の防護」を原子力基本法の目的のひとつに明記し、それをもとに規制機関を位置づけるべきである。

経済産業省のもとで推進行政の風下に立たされている原子力安全・保安院（経済産業省の「外局」である資源エネルギー庁に属する「特別の機関」）の分離独立が必要である。

同院と安全委員会のダブルチェック体制は、規制の実効性が發揮できるよう再考されるべきである。

○情報公開・住民参加の保障

情報公開をさらに徹底し、核セキュリティ上特段の配慮を要するもの以外はいっさいの情報の秘匿を認めないしくみとすべきである。